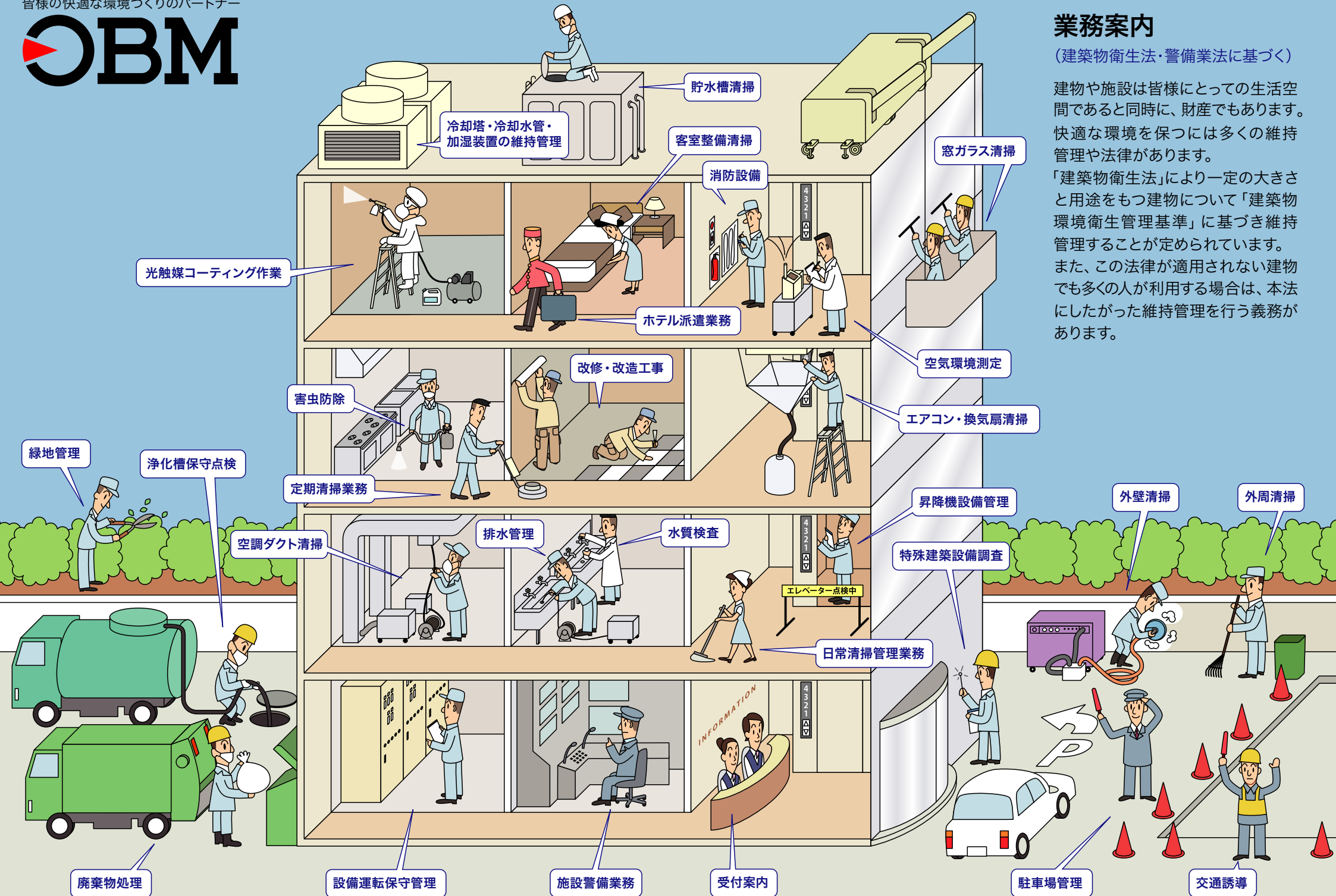


業務案内

(建築物衛生法・警備業法に基づく)

建物や施設は皆様にとっての生活空間であると同時に、財産でもあります。快適な環境を保つには多くの維持管理や法律があります。

「建築物衛生法」により一定の大きさや用途をもつ建物について「建築物環境衛生管理基準」に基づき維持管理することが定められています。また、この法律が適用されない建物でも多くの方が利用する場合は、本法にしたがった維持管理を行う義務があります。



光触媒コーティング作業

冷却塔・冷却水管・加湿装置の維持管理

貯水槽清掃

客室整備清掃

窓ガラス清掃

消防設備

緑地管理

浄化槽保守点検

ホテル派遣業務

害虫防除

改修・改造工事

空気環境測定

エアコン・換気扇清掃

定期清掃業務

緑地管理

昇降機設備管理

外壁清掃

外周清掃

空調ダクト清掃

排水管理

水質検査

特殊建築設備調査

エレベーター点検中

日常清掃管理業務

廃棄物処理

設備運転保守管理

施設警備業務

受付案内

駐車場管理

交通誘導